

申告と納税をお忘れなく

確定申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も平成18年分の所得税・市道民税・国民健康保険税の申告と

納税の時期になりました。期限間近になると税務署・市役所の窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。

所得 税

所得税の確定申告は、納税者が1年間の所得とその所得に応じた税額を自分で正しく計算して申告し、納税する申告納税制度に基づくものです。

確定申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、間違った申告をすると、あとで不足の税額のほか加算税や延滞金を納めなければなりません。

申告の期限は3月15日(木)ですので十分に注意してください。

平成18年分の所得税については、昨年同様に定率減税が実施され、所得税の一定割合(年税額の10%で上限12万5千円)が減税されますので、申告の際は、定率減税の適用をお忘れなくお願いします。

国民健康保険 税

国民健康保険加入者で確定申告をする必要がなく、給与や年金(遺族・障害年金等非課税所得を除く)の源泉徴収票を受け取っていない方は、国民健康保険税額算定のために申告が必要となります。

申告をしないと、地方税法に基づき税額が自主決定されますので注意してください。

申告相談のご案内

市では間違いのない申告をしていただくために、次の日程で「申告相談」を行いますので利用してください。

紋別・渚滑地区の方

日 時 3月15日(木)まで
9時30分～16時まで

会 場 市役所2階消防会議室
上渚滑地区の方

日 時 2月28日(水)
10時～16時まで

会 場 上渚滑町民センター

市道民 税

給与所得等の金額が2千万円以下であり、年末調整をしている給与収入者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税においては申告の必要はありませんが、市道民税については申告しなければなりません。

なお、市道民税の定率控除については平成19年度から廃止となります。

また、平成19年度からの所得割の税率は、市民税は一律6%、道民税は一律4%となります。

平成17年1月1日現在において65歳以上、かつ、前年の合計所得金額が125万円以下である方については、平成19年度は均等割及び所得割の2/3が課税されます。(※平成20年度からは全額課税となります。)

そ の 他

申告相談の際に医療費控除を受ける場合は、他のお客様の待ち時間短縮のため、事前に領収書等の整理と平成18年中に支払った医療費の合計金額を計算してからお越しください。

また、新たに住宅借入金等特別控除を受ける場合についても、①登記事項証明書(原本又は写し)・②住民票・③年末残高証明書・④請負契約書又は売買契約書の写しを揃えてお越しください。(増改築の場合には増改築等工事証明書も必要)

申告受付会場をお間違いなく!

今回の申告から、収入や所得の種類により、受付会場が一部変更となります。

事業所得(営業・農業等)、不動産所得、利子所得、山林所得、譲渡所得(総合譲渡・分離譲渡・分離株式譲渡)、先物取引所得のいずれかがあって所得税の確定申告が必要な方については、市役所の申告相談会場ではなく、直接、紋別税務署

で確定申告をされますよう、お願いします。

詳しくは、下の表をご覧ください。

なお、税務署にて確定申告をされた場合は、原則として市道民税の申告をされる必要はありません。

【申告受付会場】

収入や所得の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要な方 ・ 事業所得(営業・農業等) ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 山林所得 ・ 総合譲渡所得 ・ 分離短期譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 ・ 分離株式譲渡所得 ・ 先物取引所得 	<ul style="list-style-type: none"> ①左記のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要でない方 ②年金受給者で確定申告が必要な方 ③給与所得者で年末調整がお済みでない方 ④配当所得 ⑤一時所得 ⑥退職所得 ※上記の②～⑥の方は、税務署でも申告できます。
申告受付会場	紋別税務署へ	紋別市役所へ (2月28日については、上渚滑町民センターでも受付いたします。)

※確定申告の時期が近づくと書類の作成などを依頼する方が多く見られますが、その際は資格のある税理士に依頼してください。

問い合わせ先
税務課市民税係 ☎ 24-2111 内線 334・369 番
紋別税務署 ☎ 23-2193

